

参考資料3

現行の家庭裁判所委員会について

現行の家庭裁判所委員会について

| | |
|-------|--|
| 制度の趣旨 | 家庭事件を扱う家庭裁判所の性格上、その運営については、地域社会とのつながりを深め、民意を反映して行くことが適当であることから設けられた。 |
|-------|--|

| | | |
|-------|------|---|
| 制度の内容 | 設 置 | 各家庭裁判所 |
| | 所掌事務 | 家庭裁判所の監督に属し、その諮問に応じて、当該家庭裁判所の運営に関し必要な事項を調査審議し、またこれらの事項について建議することができる。 |
| | 構 成 | 30人以内で組織され、うち一人を委員長、他の一人を副委員長とし、このほか、幹事、書記が置かれている。 |
| | 委 員 | 家庭裁判所の裁判官、検察官、弁護士、地方公共団体の職員、学識経験者の中から選ばれる。 |
| | 部 会 | 家事審判部会と少年審判部会を置き、家事審判と少年審判に関し、それぞれ所管事項を分掌する。 |
| | 根 拠 | 家庭裁判所委員会規則 |

| | | |
|-------|--------|--|
| 運用の実情 | 委 員 | 報道機関、教育機関、医師会、婦人会、商工会議所等の経営者団体及び司法書士会等の団体の有識者、地方公共団体の職員、裁判官、検察官、弁護士 |
| | 審議等の内容 | <ul style="list-style-type: none"> ○離婚法、少年法等家庭裁判所に関係する法律の改正の動向 ○補導委託先の開拓の方策 ○少年非行の動向や少年事件の報道の在り方 ○新しい成年後見制度の運用 ○家庭裁判所の広報活動 ○各地域での話題事項 ○家庭裁判所に対する要望等 |
| | 開催回数 | 年1回から数回 |

※ 運用の実情についての詳細は、各家庭裁判所によって異なる。